

## 第7 経過的取扱い関係

### (経過的取扱い(1)…連結申告法人に連結改正法令による改正前の法等の適用がある場合)

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」という。）による改正前の法人税法（以下「法」という。）第2条第16号に規定する連結申告法人（以下「連結申告法人」という。）が連結改正法令（令和2年改正法のうち令和2年改正法第3条の規定（令和2年改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）及び第16条の規定に係る部分、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号。以下「連結改正令」という。）並びに法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号。以下「連結改正規則」という。）をいう。以下同じ。）による改正前の法、法人税法施行令（以下「令」という。）及び法人税法施行規則（以下「規則」という。）並びに租税特別措置法（以下「措置法」という。）、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」という。）及び租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」という。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、別段の定めがあるものを除き、この法令解釈通達による廃止前の連結納税基本通達又は租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。

### (経過的取扱い(2)…連結改正法令による改正前の法等が4年改正法令により改正されている場合)

連結申告法人が令和2年改正法附則第14条第2項、連結改正令附則第2条第2項及び連結改正規則附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる連結改正法令による改正前の法、令及び規則並びに措置法、措置法令及び措置法規則の規定（4年改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第137号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）、法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第14号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第23号）をいう。以下同じ。）により改正されたものに限る。）の適用を受ける場合には、次に掲げることは、次による。

#### (1) 4年改正法令により新たに設けられ、又は適用要件等の見直しが行われた規定の適用を受ける場合の取扱い

連結申告法人以外の法人に係るこの法令解釈通達による改正後の法人税基本通達（昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）をいう。）又は租税特別措置法関係通達（法人税編）（昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）をいう。）に定める取扱いがある場合には、当該取扱いに準ずる。

#### (2) 4年改正法令により引用する条項の異動等があった規定の適用を受ける場合の取扱い

この法令解釈通達による廃止前の連結納税基本通達又は租税特別措置法関係通達（連結納税編）に定めていた取扱い（経過的取扱い(3)の付表の書式を除く。）がある場合には、当該取扱いについて所要の読替えを行い、当該読替え後の取扱いによる。

(経過的取扱い(3)…廃止前の連結納税基本通達等に定めていた書式の取扱い)

この法令解釈通達による廃止前の連結納税基本通達又は租税特別措置法関係通達（連結納税編）に定めていた附表の書式については、平成 13 年 7 月 5 日付課法 3 - 57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」（法令解釈通達）に定める様式による。